

3 これまでの神奈川県の取組

意思決定支援の法的根拠

障害者基本法（平成23年 改正）

「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しなければならない」（第23条 抜粋）

障害者総合支援法（平成24年 成立）

基本理念「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される」（第1条の2 抜粋）

事業者等に対し、「障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める」（第42条、51条の22 抜粋）

障害者権利条約（平成26年 批准）

「締約国は、…障害者の意思及び選好を尊重すること」（第12条4 抜粋）

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

（厚生労働省通知 障発0331第15号平成29年3月31日）

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（令和2年 意思決定支援ワーキング・グループ）

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」（令和5年 施行）

神奈川県版意思決定支援ガイドライン策定

（意思決定支援の推進）

第 10 条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

令和3年度の取組

(経緯)

津久井やまゆり園利用者支援検証委員会(R2.1～5)での提言

- ・意思決定支援の体制を喫緊に整備すべき。

利用者目線の支援推進検討部会(R2.4～R3.3)での議論

- ・他施設でもやまゆり園と同様のことを行える人材の養成、配置が重要。

(課題)

- ・当事者、支援者の意思決定支援の取組みに対する理解度

- ・対象の拡大及びそれに対応できる人材養成

(施設数:津久井やまゆり園→県内約90施設、利用者数:約120人→約4700人)

- ・民間の障害者支援施設の状況(人員体制、法人の理解度、現在の取組み状況)

令和3年度の取組

(取組)

意思決定支援に関する課題解決や取組みの状況等の調査のため、以下の事業を実施

- ・専門家(意思決定支援専門アドバイザー)派遣
- ・評価基準(県版ガイドライン)や制度の検討と設計
- ・担い手の養成(意思決定支援専門アドバイザーの養成、意思決定支援ガイドライン研修等)
- ・障害者支援施設モデル事業
- ・障害者支援施設への意思決定支援の取組みに関するアンケート及びヒアリング

(成果)

- ・県版ガイドライン試行版の策定
- ・意思決定支援専門アドバイザーを6名増員
- ・意思決定支援の普及にあたっての課題の把握
- ・民間の障害者支援施設の状況の把握(人員体制、法人の理解度、現在の取組み状況)

令和3年度 予算説明（意思決定支援の全県展開）

津久井での取組(H30～R4) や検討部会等での意見を踏まえ、令和3年度から全県展開に向けた制度設計等の検討などを開始。

ア 課題

- (ア) 意思決定支援への理解が不十分（対応事業：① ②）。
- (イ) 事業所が自ら取り組む仕組みづくりと担い手の養成が必要（対応事業：① ③ ④）。
- (ウ) 意思決定支援の課題把握のためにモデル事業での内容の検証が必要（対応事業：②④）。

イ 概要

	R3 スタートアップ (基礎固めと先行実施)	R4 最終準備 (試行と検証)
仕組みづくり	①専門家の派遣。 ②評価基準や制度の設計。	専門家の派遣及び ^新 事業所キャラバン。 県版ガイドラインの設計。 ^新 施設入所者の個別交流促進。
人づくり	③担い手養成	意思決定支援推進人材養成。
先行実施 (土台づくり)	④チーム支援のモデル実践。 ・検証等。	県版ガイドラインのモデル的な試行・検証。 保護者向けリーフレット配布。

(R5年度～)

入所施設における取組を本格スタート。

令和3年度 予算説明 (スタートアップ)

1 しくみづくり(4,679千円)

①**専門家派遣** (3,069千円)
・意思決定支援専門アドバイザーの派遣
【意思決定支援専門家派遣等事業委託】

②**基準設計** (1,370千円)
・評価基準(県版ガイドライン)の検討
【基準等設計事業】

2 人づくり(10,694千円)

③**推進人材養成** (7,000千円)
・意思決定支援専門アドバイザーの確保
【意思決定支援推進人材養成事業委託】

③**意思決定支援ガイドライン研修**
(2,572千円)
・事業所における担い手の確保
【意思決定支援出前講座事業委託】

③**既存研修への組込み** (1,122千円)
・サビ管研修、相談支援専門員の初任者研修など法定研修等への講義の組込み

②**当事者ヒアリング** (240千円)
・障害当事者へのヒアリング
【意思決定支援推進ヒアリング事業】

3 先行実施(2,600千円)

④**モデル事業** (2,600千円)
・4施設における先行実施
【障害者支援施設等意思決定支援モデル事業】

4 その他(1,441千円)

報告書作成 (1,320千円)
・これまでの津久井の取組の総括

家族向けリーフ配布 (121千円)
・家族向けリーフレットの配布

計 19,414千円

モデル事業

- 4施設
- 意思決定支援の効果と課題を抽出
- 普及想定モデル
(ケースの選定)
- 簡易想定モデル
(推進体制の整備)

施設ヒアリング

- 県所管域15施設
- R3.6のアンケート調査を基に実施
- 施設の体制等
- 現在の取組状況
- 現場の課題、工夫等をヒアリング

当事者ヒアリング

- 当事者10人
- ロールプレイを交えながら説明(一部)
- 自分の生活での意思決定の方法
- 「意思決定支援」という言葉についての印象

令和4年度の取組

(経緯)

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会(R3.7～R4.3)中間報告

- ・意思決定支援の全県展開が確実に進展していくことを期待
- ・一方で、意思決定支援は「曖昧さ」や「両義性」があり、万能ではないことから、実践を検証する仕組みを作っていくことが重要

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会(R4.3)報告

- ・意思決定支援の取組みを着実に県下に広げていくため、推進体制の構築、事業所等に対して一定の財政支援の実施の検討が必須
- ・意思決定支援の質の向上を図るため、必要な実践的な研修を実施

(課題)

意思決定支援を県下に広げていくための支援方法、質の向上のための取組方法の検討

(取組)

- ・専門家(意思決定支援専門アドバイザー)派遣
- ・県版ガイドラインや制度の検討と設計
- ・施設利用者の人間関係の拡大のため、学生や地域住民等の交流を促進
- ・担い手の養成(意思決定支援ガイドライン研修、法定研修への組込み)
- ・障害者支援施設モデル事業(4施設から8施設へ拡大、県版ガイドラインを試行)

(目指すべき成果)

- ・県版ガイドライン正式版の策定
- ・意思決定支援の普及のための支援方法の決定
- ・研修等による意思決定支援の質の向上

令和4年度の取組の詳細

1 事業者キャラバン

県職員が入所施設を訪問し、意思決定支援の取組状況や県版ガイドラインの試行版の意見交換を実施し、普及活動を行う。

2 障害者支援施設等モデル事業

令和3年度：民間4施設にモデル的に意思決定支援を実施し、課題の抽出や対応案を検討

（貴志園、入道雲、竹の子学園、進和あさひホーム）

令和4年度：民間8施設にモデル的に県版ガイドラインに基づく意思決定支援を実施し、効果測定

（貴志園、入道雲、竹の子学園、進和あさひホーム）

（すぎな会愛育寮、丹沢レジデンシャルホーム、ほうあんふじみのさと、湘南セシリア）

3 意思決定支援人材養成事業

- ・意思決定支援ガイドライン研修

- ・相談支援専門員、サービス管理責任者など法定研修に意思決定支援の講義を組込

令和4年度 予算説明（意思決定支援の全県展開）

津久井での取組(H30～R4) や将来展望委員会等での意見を踏まえ、全県展開に向けた最終準備に取り組む。

ア 課題

- (ア) 事業所アンケートの結果、意思決定支援への理解が不十分（対応事業：① ② ⑥）
- (イ) 事業所が自ら取り組む仕組みづくりと担い手の養成が必要（対応事業：① ③ ④）
- (ウ) 県版ガイドラインの普及・定着にはモデル事業での内容の検証が必要（対応事業：②⑤）

イ 概要

	R3 スタートアップ (基礎固めと先行実施)	R4 最終準備 (試行と検証)
仕組みづくり	専門家の派遣 評価基準や制度の設計	① 専門家の派遣及び ^新 事業所キャラバン ② 県版ガイドラインの設計 ③ ^新 施設入所者の個別交流促進
人づくり	担い手養成	④ 意思決定支援推進人材養成
先行実施 (土台づくり)	チーム支援のモデル実践・検証等	⑤ 県版ガイドラインのモデル的な試行・検証 ⑥ 保護者向けリーフレット配布

(R5年度～)

全ての入所施設における取組を本格スタート

令和4年度 予算説明（最終準備）

1 仕組みづくり(13,893千円)

①専門家派遣・事業所キャラバン

(11,251千円)

- ・意思決定支援専門アドバイザーの派遣
- ・事業者キャラバン 等

【専門家派遣等事業】

②県版ガイドラインの設計(942千円)

- ・県版ガイドラインの設計
- ・当事者ヒアリング

【県版ガイドライン(基準)等設計事業】

③施設入所者の交流促進 (1,700千円)

- ・入所者と外部の人との交流
- ・全県展開に向けた事業の標準化

【施設入所者個別交流促進事業】

2 人づくり(3,759千円)

④意思決定支援推進人材養成 (3,759千円)

- ・意思決定支援ガイドライン研修
- ・相談支援専門員研修等への講義組込み
- ・チーム向け研修

【意思決定支援推進人材養成事業】

3 先行実施(6,000千円)

⑤モデル事業 (6,000千円)

- ・8施設における県版ガイドラインの試行

【障害者支援施設等意思決定支援モデル事業】

4 その他(450千円)

⑥家族向けリーフ配布 (450千円)

- ・家族向けリーフレットの配布

計 24,102千円

意思決定支援の普及に向けた取組み状況(課題等)まとめ

令和3年度の事業	課題	想定される対策
モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全利用者にどう広げるのか ・チーム自走化 ・事業所内の展開 ・外部(市町村、相談支援)の巻き込み方 ・知的協会と共同でやる仕掛け ・本人と施設職員へのメリットの周知方法 ・モチベーション維持(制度的後押し、世間の評価、利用者の夢の実現) ・ICT活用による時間の確保 ・相談、サビ管の負担を軽減するシステム構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政支援 ・人材養成・研修 ・相談、サビ管以外の中核人材の養成 ・自走化と事業所内の展開 ・外部の専門家、行政の参加の仕組みづくり ・関係団体との連携 ・本人、職員への周知・普及
施設アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・対象49施設中、回答した32施設すべての事業所が意思決定支援に「取り組んでいる」と回答。 ・「食事の選択」など日常生活場面の意思決定支援が多数 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な支援方法の周知(県版ガイドライン) ・参考事例の共有 ・ICT活用 ・各事業所との対話による丁寧な周知と連携
施設ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・財政、人手、時間が不十分 ・具体的な支援方法、参考事例などの周知・普及 ・意思決定支援の取組みへの理解・質の向上 	
当事者ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を得ることや、体験・経験をする機会 ・相談する場の確保 ・チーム、サポート役の確保 ・公的なサービス以外の活用 ・本人への意思決定支援の伝え方 ・本人、家族への普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族への情報提供、周知・普及 ・相談窓口の設置 ・公的サービス以外のインフォーマルサービス(地域の協力等) ・コミュニティソーシャルワーカー

事業者キャラバン（県内施設との県版ガイドラインに関する意見交換）

項目	意見概要
県版ガイドラインに関する意見	<ul style="list-style-type: none">• 内容は理解できる、納得できる。このぐらいの量ならいいのではないか。• こうしたガイドライン、指針があると現場はわかりやすい。自己点検できる。• 職員に広めていきたい。• 文章が多い。新人や別分野の中途採用だと内容が伝わるか疑問。簡易版がほしい。• 単なるチェックシート。県版ガイドラインが国を超えるものであれば賛成するが、厚労省のガイドラインの方がきちんと作成されている。• 後天的な障害の利用者の場合など、ガイドラインの試行版にある意思決定支援と現場で日々の支援の中で苦労している意思決定との整理が必要。• 県版ガイドラインの活用する職員が、どの程度の理解をしていることが前提なのかと思った。
支援策に関する意見	<ul style="list-style-type: none">• マンパワー不足を補う支援がほしい。• 事例が知りたい。• 移動支援、現状は有償なので支援があると使いやすい。• ボランティアなどの経費等を支援してほしい。• 研修はオンラインでもやってもらいたい。動画だと夜勤とかで見られる。• コロナクラスター対策班みたいな意思決定支援の対策班があるといい。

事業者キャラバン（県内施設との県版ガイドラインに関する意見交換）

項目	意見概要
意思決定支援への受け止め	<ul style="list-style-type: none">• 県立の施設と民間施設は違う、民間はいろいろな歴史がある。同じ進み方ではないと思う、そこを肯定して進めていくといい。• 意思決定支援に特化した施策は現場からすると違和感がある。• 児童期から意思決定支援に取り組むべき。• 部屋の施錠はしていない、そういう当たり前の環境の整えることが意思決定支援には重要だと思う。
意思決定支援の課題	<ul style="list-style-type: none">• 現場の人間が利用者と関わる時間、密度が全てだが、排泄、食事介助で動いているだけで、利用者を見れていない。分母をそろえられていない。• 外出ニーズは高いが人手が足りない。• 本人は地域に出たくても身体的な条件（アパートのバリアフリー化されていないなど）が合わなくて出られないこともある。• 地域移行というが重度の方の受け皿となるグループホームも施設も足りない。• 施設利用者と積極的に相談支援専門員が関わっていない。• 現場は職員の主観で決めてしまう。中堅職員は自分の考えがあり、それを壊すのが難しい。根拠をもって説明するのが難しい。• 小中学校の学習に障害者のことをしっかりと教えていない。• チームメンバーになる人を集めるのが大変。

施設入所者個別交流促進事業(お友達事業)

R2～3年度 「お友達事業」での意思表示・形成

【課題】

- ・入所施設利用者は人間関係に限られがち
- ・入所施設の環境的に、外部の人と利害関係のない友人関係をつくれない



人間関係が限定され
意思形成、表出に支障

【これまでの取組み】

津久井の利用者の一部に学生等との交流を実施した結果、本人の意思形成に不可欠と判明



- ・Bさんはスポーツを通じて交流の輪を広げた。
- ・スポーツが自己表現の手段となり、施設職員を驚かすほど上達した。
- ・Bさんは自分から利用者自治会で道具購入を希望するなど、これまでにない意思を示し、それを実現した。

- ・好きな飲み物やアイドルを通じて親交を深めた。
- ・誕生日にメッセージカードをもらったので、お礼を書きたいと、パソコンのひらがな打ちを練習して送った。
- ・意思決定支援の会議でも「大学に行ってみたい」「友達を大切にしたい」と自己表現が見られた。

R4～5年度 「しくみ」を構築

【対応策】

- ・現在、学生や地域住民等のリクルートや施設と調整できるノウハウを持つのは(特非)湘南福祉ネットワークオンブズマンのみ
- 令和4年度 ノウハウのマニュアル化、担い手となるNPO法人等の増加を支援
- 令和5年度 マニュアルを活用できるNPO法人等を発掘、連携して入所施設を支援

4 参考

意思決定支援専門アドバイザー（令和4年度時点）

専門領域	意思決定支援専門アドバイザー	
相談支援に精通する実践的な指導者	(特非)かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク相談役 富岡 貴生	(社福)川崎市社会福祉事業団 事務局総務課長 安保 博史
	(特非)かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク理事 小川 陽	(社福)常成福祉会 丹沢レジデンシャルホーム 施設長 岡西 博一 (社福)訪問の家 旭地区センター長 白鳥 基裕 (特非)藤沢相談支援ネットワーク ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 所長 吉田 展章
障害者の権利擁護・地域生活支援に関する有識者	和泉短期大学 教授 鈴木 敏彦	田園調布学園大学 講師 望月 隆之
	東洋大学 教授 高山 直樹	
法律の専門家	みなと横浜法律事務所 弁護士 内嶋 順一	港大さん橋法律事務所 弁護士 佐藤 美由紀
	法律事務所インテグリティ 弁護士 菊地 哲也 (令和4年度末で退任)	
	神奈川みなと法律事務所 弁護士 角田 勝政	

太線の6名は
令和4年度から
新たに加わった
アドバイザー

県内の障がい当事者の数

神奈川県内の障がい者数

	人数	割合
神奈川県的人口	9,243,028人	100%
身体障害	10,648人	0.12%
知的障害	25,675人	0.27%
精神障害	15,171人	0.16%

生活の場

	利用者人数	うち知的障害
施設入所支援	4,723人 (うち最重度の区分6が2,327人)	3,564人 (75.5%)
共同生活援助 (グループホーム)	10,334人 (うち最重度の区分6が1,096人)	7,220人 (69.9%)
自立生活援助 (ひとり暮らしの支援)	33人	8人 (24.2%)

〔 県所管域 2,148人
政令・中核 2,575人 〕

※人口(令和2年国勢調査結果(県速報値)に基づく推計)、障がい者数(国保連の障害福祉サービスの受給データから推計(令和3年3月時点))

神奈川県内の障害者支援施設数(障害児入所支援施設は除く)

県所管 (※県立含む)	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	合計
47	23	6	6	6	88

参考資料 (津久井やまゆり園の意思決定支援に関する事業)

事業名	事業内訳	事業概要
津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費	意思決定支援チーム責任者業務委託	利用者と契約している指定特定相談支援事業所に意思決定支援チームの責任者として、本人へのヒアリング、家族との面接、会議の開催、体験・見学機会の提供等の業務を委託
	意思決定支援専門アドバイザー派遣	意思決定支援に関する会議等に相談支援に精通する実践的な指導者、法律の専門家、権利擁護・地域生活支援に関する有識者をアドバイザーとして派遣
	意思決定支援チーム向け研修	意思決定支援チームのメンバー等に対して意思決定支援の取組みに関する研修を実施
	意思決定支援専門職員業務委託	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の進捗管理
津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費補助	指定一般相談支援事業所補助	利用者と契約している指定一般相談支援事業所が新たに地域移行支援従事者を配置した場合に、人件費相当額を補助
	社会体験支援補助	利用者と契約している居宅介護支援事業所等が個別の社会体験を支援(ヘルパー等が同行)した場合、人件費相当額を補助
障害者グループホーム設置促進事業費補助		利用者を受け入れることを目的としたグループホームの設置及び改修等に係る経費を補助
障害者グループホームバックアップ推進事業費補助		利用者を受け入れたグループホームの運営の安定と質の向上のため、生活支援員への指導等のバックアップ支援を実施した者に対して、その経費を補助
障害者グループホーム生活支援員加配事業費補助		利用者の受入れを行うグループホームの職員配置について、支援体制の強化のため、基準を超えて配置した場合の当該人件費の一部を補助
津久井やまゆり園再生地域交流モデル構築事業費	意思決定支援関係性構築事業(お友達事業)	利用者と学生や地域住民等が友人関係のような対等な立場で交流することで、利用者の人間関係を広げ、意思の形成や意思の表出を支援

参考資料 (津久井やまゆり園の意思決定支援に関する予算)

(千円)

細々事業名	内容	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	細々事業計
津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費	ADV派遣 チームメンバー研修 専門職員業務委託 チーム責任者業務委託	44,906	44,726	41,470	18,353	12,272	161,727
津久井やまゆり園意思決定支援推進補助	指定一般補助 社会体験支援補助	16,570	6,151	1,547	1,724	1,200	27,192
障害者グループホーム設置促進事業費補助	グループホームの設置、改修費等の補助	10,000	10,000	5,000	5,000	0	30,000
障害者グループホームバックアップ推進事業費補助	生活支援員への指導等のバックアップ経費の補助	2,000	2,000	1,000	500	0	5,500
障害者グループホーム生活支援員加配事業費	基準を超えて職員配置した場合の人件費補助	6,200	6,177	4,503	4,503	10,680	32,063
津久井やまゆり園再生地域交流モデル構築事業費(一部)	意思決定支援関係性構築事業(お友達事業)			2,000	1,700	1,700	5,400
計		79,676	69,054	55,520	31,780	25,852	261,882
合計							261,882

(※ 津久井やまゆり園再生地域交流モデル構築事業費のお友達事業についてはR4年度は全県展開のための予算、意思決定支援普及・定着事業費で計上)

参考資料（津久井やまゆり園の意思決定支援に関する取組み数値）

平成30年12月を以て、全員、意思決定支援を開始した。

※ 意思決定支援対象者は、現在115名ですが、実人数・延数については、取組開始後に亡くなった方の分も含まれています。（令和4年6月30日時点）

項目	実人数	延数
体験・見学を実施した方	98人	353人
うち、見学を実施した方	107人	206人
うち、体験を実施した方	47人	147人
担当者会議を開催した方	123人	1050回
意思決定支援検討会議を開催した方	118人	179回
地域生活移行（GH、在宅）した方	11人	－

※ 見学・体験先：グループホーム（障害、高齢）、生活介護事業所等